

豊田市緑の基本計画



はじめに

豊田市は、木曽山脈から続く三河高原と三河湾まで広がる三河平野の接点に位置する変化に富んだ地勢を持つ内陸都市です。北東部は三河高原の西端部にあたり、三国山、天狗棚、炮烙山、猿投山などの山々が連なり、市街地のある中央部では、矢作川が南北に貫流し、南西部では矢作川流域に三河平野が広がっています。

このような豊かな自然があるなか、豊田市では平成7年に「都市緑地保全法（現在の都市緑地法）」に基づき、緑地の保全と緑化の推進に関する基本計画として、「豊田市緑の基本計画」を策定し、平成20年3月には市町村合併に伴う市域の広がりを背景とした見直しを行い、公園等の整備や緑地の保全を図ってきました。

その間、本市を取り巻く状況は、超高齢社会の進展や大規模自然災害のおそれなど大きく変化し、それらの状況への対応が求められるとともに、平成28年度に策定された第8次豊田市総合計画を踏まえ、平成29年度に策定される都市計画マスタープランとの整合を図ることが必要となったため、「豊田市緑の基本計画」を見直しました。

今回の見直しでは、これまでの「緑の保全や創出」に「緑を活用する＝いかす」という視点を加えて、緑地の保全と緑化の推進などの取組を、緑の担い手である市民・地域団体・企業など様々な主体と共働^{※1}することで、地域の緑に対する愛着や誇りを育て、地域に活力を生み出し、緑と共生した魅力的なまちを実現していきたいと考えています。



※1共働：本市では市民と市が、共に働き、共に行動することでよりよいまちを目指すことを共働と表す

豊田市 **緑** の基本計画 目次

1 「豊田市緑の基本計画」の概要	1
1 「豊田市緑の基本計画」とは	1
2 計画の対象とする緑	2
3 緑の機能	2
2 緑の現状及び課題	3
1 前計画の評価	3
2 市民アンケート結果	6
3 本市を取り巻く状況の変化	8
4 本市の緑の課題	9
3 めざすべき緑の姿	11
1 めざすべき緑の姿	11
2 各地域の保全と創出の方針	12
4 基本方針と施策体系	14
1 めざすべき緑の姿を実現するための基本方針	14
2 緑の骨格構造～水と緑のネットワークの形成～	14
3 緑の基本計画施策体系	17
5 重点プロジェクト	19
1 重点プロジェクトとは	19
2 重点プロジェクト：緑のプラットフォーム	19
3 重点プロジェクト：水と緑のネットワークの形成	21
4 重点プロジェクト：都市の暑さ対策	23
6 基本施策	25
1 基本施策とは	25
2 つなげる	25
3 ふやす	27
4 そだてる	29
5 まもる	30
6 いかす	32
7 計画の推進に向けて	37
1 計画の活動体制	37
2 緑の状態指標の設定及び各施策の進捗管理	37
資料編	38

1 「豊田市緑の基本計画」の概要

1 「豊田市緑の基本計画」とは

■ 目的

「豊田市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条の規定に基づき策定するもので、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的とした計画です。

■ 役割

本計画では、めざすべき緑の姿及び指標、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策などを示します。

■ 位置付け

本計画は「第8次豊田市総合計画」を踏まえ、都市計画分野を総括する「豊田市都市計画マスタープラン」や「愛知県広域緑地計画」などとの整合を図るとともに、他の関連計画と連携を図りながら進めていきます。



■ 対象区域

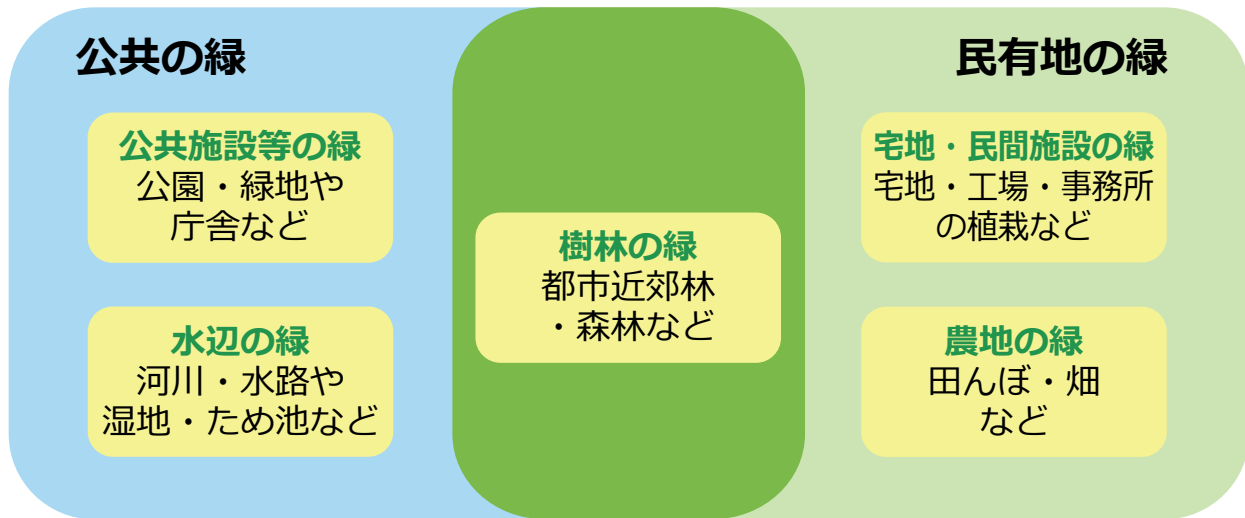
都市緑地法で示される緑の基本計画は都市計画区域を対象としていますが、本市は市域の約7割を森林が占めており、森林の持つ公益的な機能が都市部においても重要な基盤であることを踏まえ、市域全体を対象とした基本方針及び施策を定めます。

■ 計画期間

豊田市都市計画マスタープランとの整合を図り、2018年(平成30年)から2027年(平成39年)までの10年間とします。

2 計画の対象とする緑

本計画で対象とする緑は、公共施設等の緑、樹林や水辺、農地の緑に加え、都市の緑化に重要となる宅地や民間施設などの民有地の緑も含めます。



3 緑の機能

都市の緑の機能は以下のものがあります。

■ 良好な都市環境の創出

ヒートアイランド現象^{※2}の抑制、緑陰の形成、騒音・振動の防止、二酸化炭素の吸収など、良好な都市環境を創出します。

■ 自然生態系の維持

動植物の生息・生育環境や移動経路の保全と創出により、生物多様性^{※3}を確保します。

■ 防災

オープンスペース^{※4}をいかした災害時の避難地や延焼防止、水害・土砂災害の防止などの機能により、災害などからまちを守ります。

■ レクリエーション

自然とのふれあいや多様なレクリエーション活動の場となります。

■ 景観形成

魅力ある美しい景観をつくり、生活にうるおいをもたらします。

都市の緑の機能



※2ヒートアイランド現象：都市の中心部の気温が郊外と比べて島状に高くなる現象のこと

※3生物多様性：様々な生き物が複雑に関わり合い、様々な環境に合わせて生活していること

※4オープンスペース：公園・広場・河川・農地など、建築物によって覆われていない土地の総称のこと

2 緑の現状及び課題

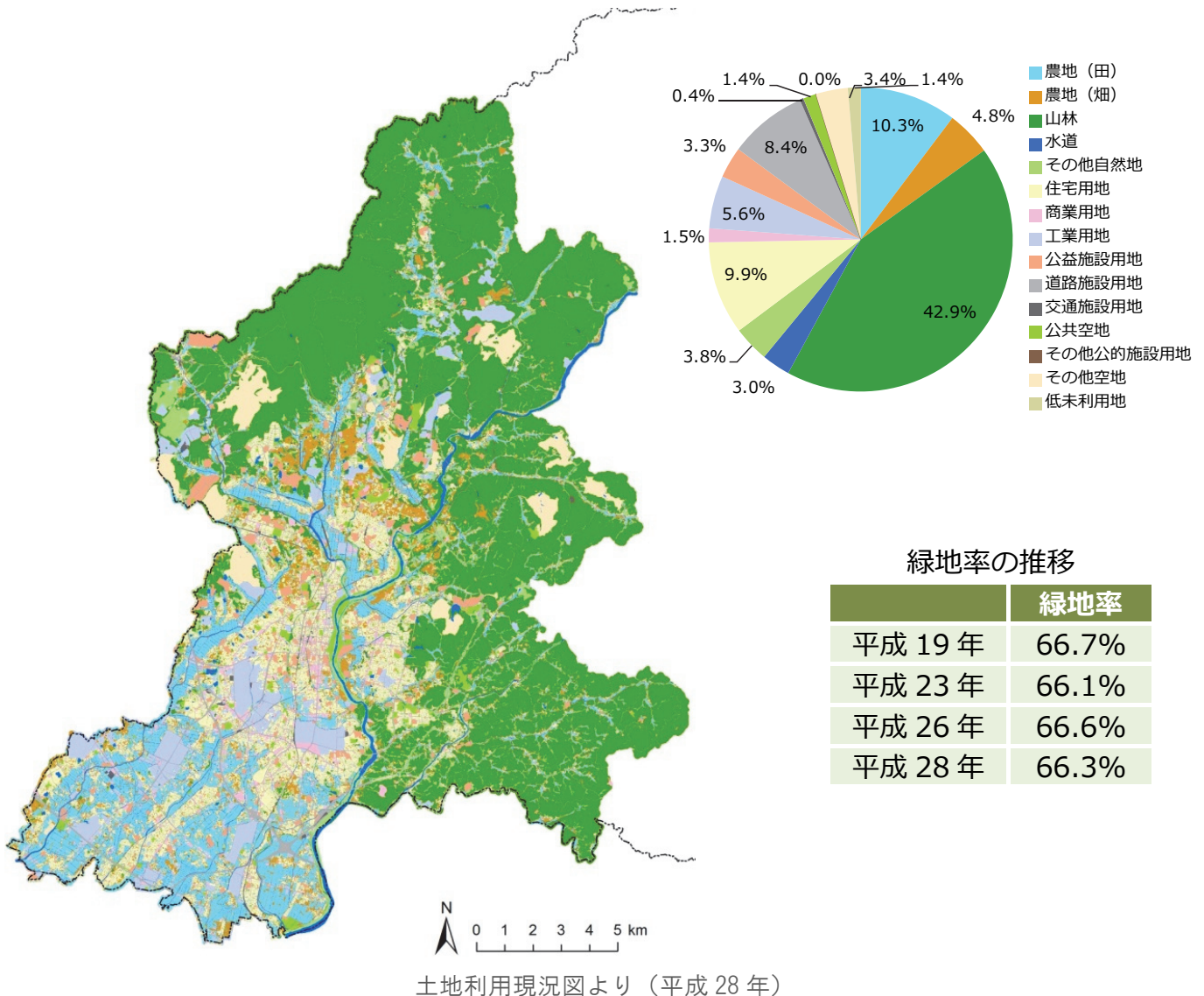
1 前計画の評価

本市の緑の現状を把握するため、前計画（平成 20 年 3 月～平成 30 年 3 月）の指標を用いて評価しました。

■ 緑地率

本市の森林の面積は約 63,000ha であり、市全域の約 7 割を占めます。さらに、都市計画区域（約 36,000ha）内の森林の面積は約 15,000ha で、区域の約 4 割を占めます。

都市計画区域内における緑地率^{※5}は、平成 28 年度において約 66.3%であり、平成 19 年から約 0.4%減となっていますが、緑の量は概ね維持できています。しかし、維持できた主な理由は、ゴルフ場周縁部や東海環状自動車道の I C 周辺及び法面などの樹木の生長による影響が大きく、市街地周辺の農地や山林は開発に伴い減少しているため、保全が求められます。



※5緑地率：都市計画区域の面積に対する農地（田・畑）、山林、水道（水辺）、原野や低湿地といった自然地、公園・緑地、運動場等の公共空地の面積の合計（緑地面積）の割合のこと

■ 緑被面積

豊田市駅及び新豊田駅を中心とする地区である都心(約 196ha)の緑被面積^{※6}は、平成 28 年度において約 28.4ha (緑被率^{※7} : 約 14.5%) であり、平成 19 年から約 0.64ha 増 (約 0.3%増) となっています。しかし、都心における緑被率の目標値の 20%に対してはまだ不足しているため、今後も緑化の推進を図っていく必要があります。



都心 (約 196ha) における緑被状況 (平成 28 年)

緑被面積の推移

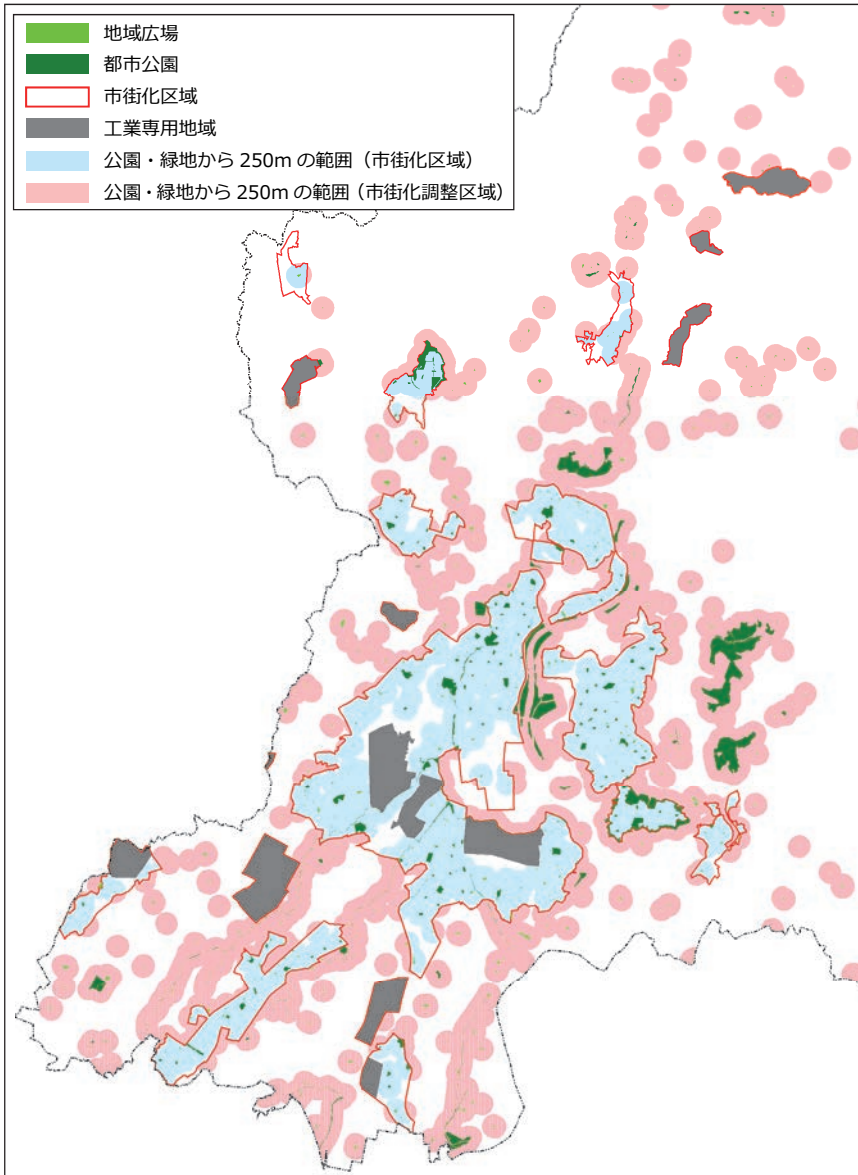
	緑被面積		緑被率
	㎡	ha	
平成 19 年	277,200	約 27.7	14.2%
平成 23 年	291,700	約 29.2	14.9%
平成 26 年	278,900	約 27.9	14.2%
平成 28 年	283,600	約 28.4	14.5%

※6緑被面積：航空写真により抽出した樹林地や草地で覆われた面積のこと

※7緑被率：本市における都心の面積 (約 196ha) に対する緑被面積の割合のこと

■ 身近な公園・緑地の配置率

市街化区域内における身近な公園・緑地の配置率^{※8}は、平成28年度において約87.6%であり、浄水地区などの土地区画整理事業を中心に公園整備が進められたため、平成19年から28%増となっています。しかし、市街化区域内においては、公園などが不足している地域はまだあるため、計画的な整備が必要となります。



身近な公園・緑地の配置図（平成28年）

市街化区域内の公園緑地の配置率

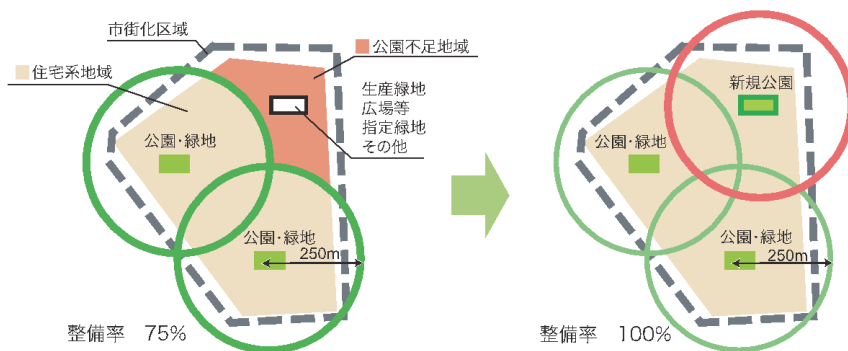
平成19年度：59.6%



平成28年度：**87.6%**

(28%上昇)

■ 身近な公園・緑地の配置方法



歩いていける距離の設定

都市公園法運用指針における街区公園の誘致距離
半径250mに基づき設定

^{※8}公園・緑地の配置率：工業専用地域を除いた市街化区域において、歩いていける距離（250m）内に公園・緑地がある割合のこと

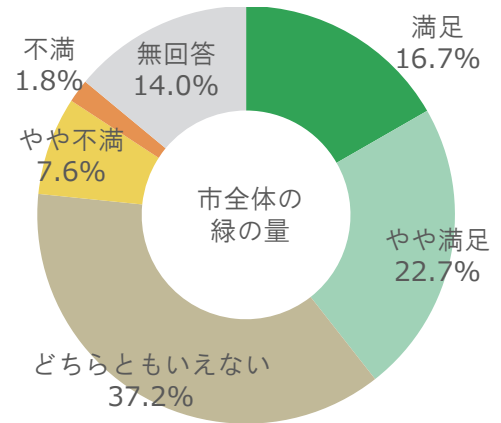
2 市民アンケート結果

平成 28 年度に実施した市民アンケート結果（配布数 3,000、回収数 1,507、回収率 50.2%）から、緑に対する市民の意識について整理します。

■ 市全体の緑の量

市全体の緑の量については「満足・やや満足」と感じている人は約 4 割であり、「不満・やや不満」と感じている人より多くなっており、今後の市全体の緑の量については、現在の緑の量の維持を目指していきます。

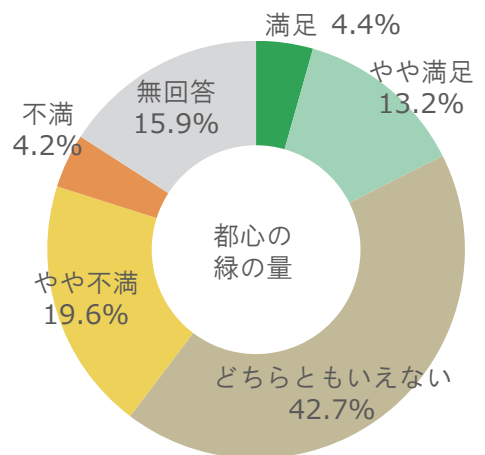
市民アンケート：市全体の緑の量



■ 都心の緑の量

都心の緑の量については、「満足・やや満足」より「不満・やや不満」と感じている人の割合が高くなっています。魅力的な都心を形成するため、緑化の推進が求められています。

市民アンケート：都心の緑の量



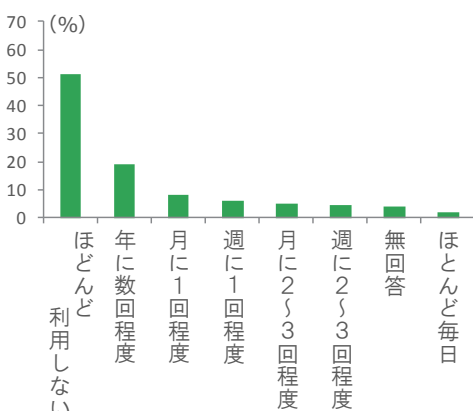
■ 公園の利用状況について

公園の利用状況については、約 5 割の人がほとんど利用をしていないため、利用促進につながる意向を把握し、誰もが利用したくなる魅力的な公園整備などが求められます。

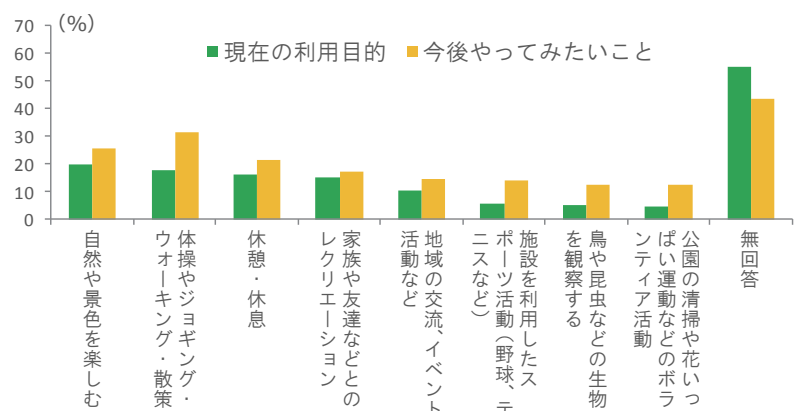
また、今後の公園の利用目的として割合が高い項目は、体操・ジョギング・散策、自然や景色を楽しむ、休憩・休息などが挙げられます。ただし、全ての利用目的において現在より割合が高まっており、公園の利用に対する市民ニーズが高まっています。

市民アンケート：公園の利用状況

公園の利用頻度



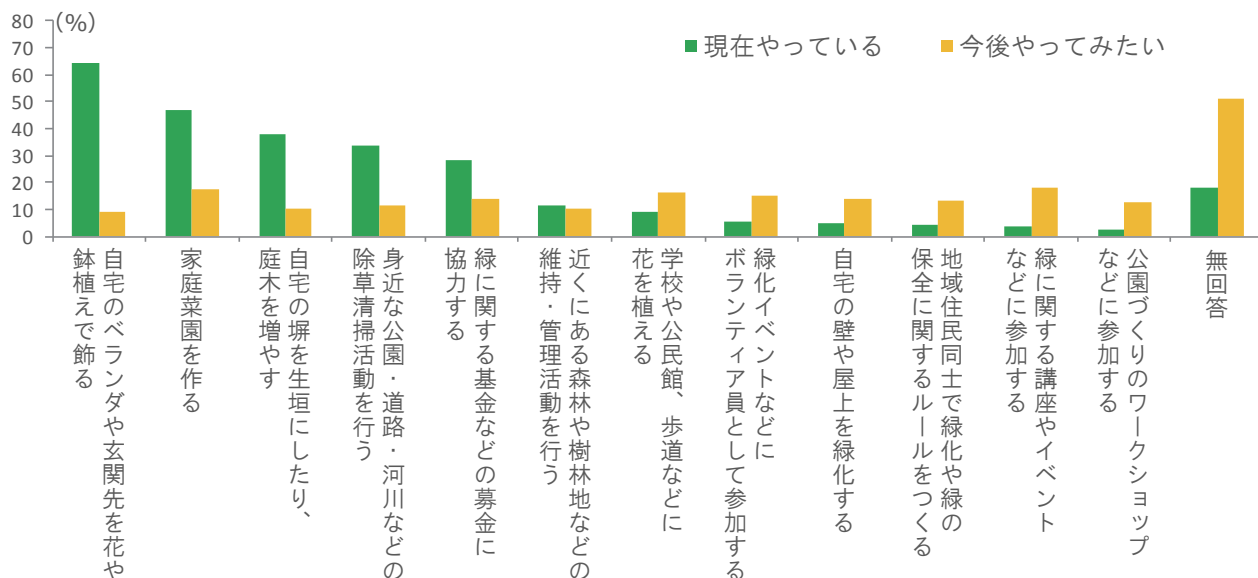
公園の現在の利用目的と今後やってみたいこと



■ 緑に関する取組

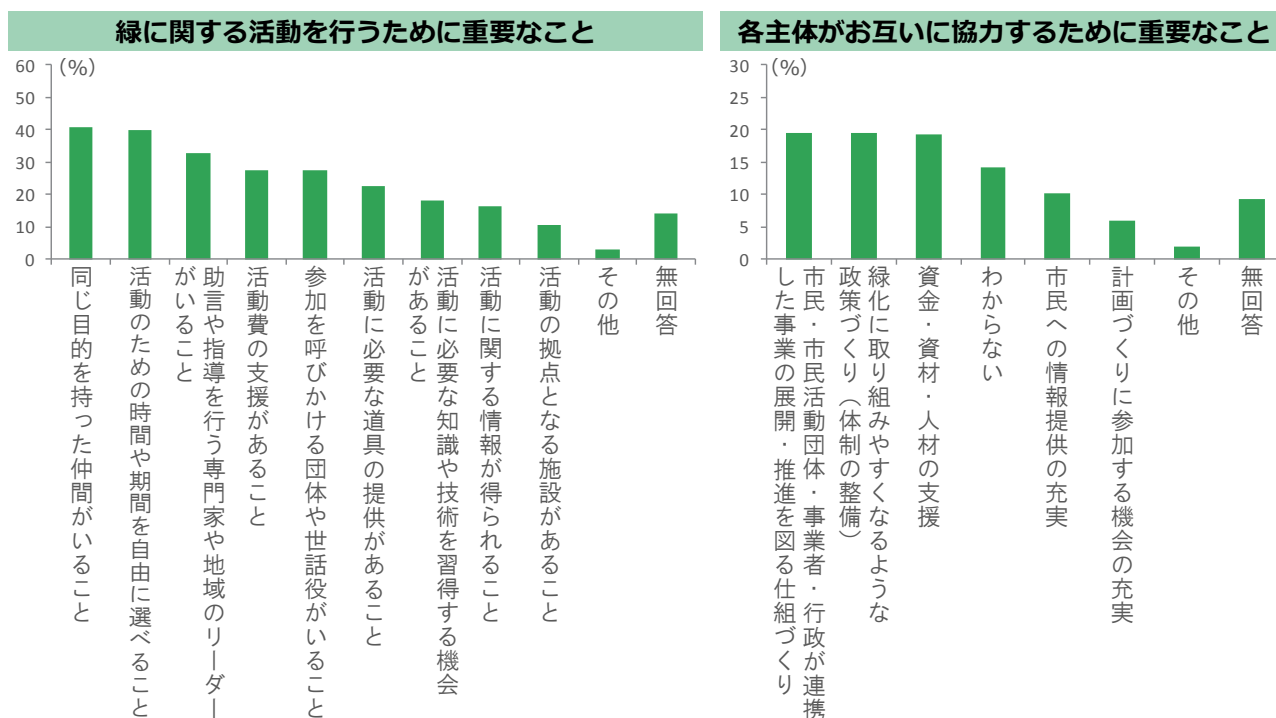
現在実施している緑に関する取組に対し、今後実施してみたい取組の割合が高まっている項目は、緑に関する講座・イベントへの参加、緑化イベントでのボランティア活動、公園づくりのワークショップなどへの参加となっており、緑に関する講座・イベントや共働による公園づくりなどの充実が求められています。

市民アンケート：緑に関する取組の状況



緑の活動に携わるために重要なことは、同じ目的の仲間がいること、活動時間や場所が選べること、緑の知識を持ったリーダーがいることが挙げられています。また、緑の活動を促進するためには、様々な主体が連携できる仕組、資金や人材などの行政の支援が求められています。

市民アンケート：緑の活動に携わるために必要な条件



3 本市を取り巻く状況の変化

社会状況の変化や個人の価値観の多様化などといった要因により、本市を取り巻く状況は、大きく変化しています。

■ 人口減少社会の到来、超高齢社会への適応

本市の人口は、当面は増加傾向にありますが、長期的には減少に転じます。また、特に生産年齢人口が大きく減少する一方で、高齢者人口が一層増加していくことが見込まれます。

人口減少や超高齢社会に適応した今後の公園のあり方や担い手の高齢化対策などについて検討する必要があります。

■ コミュニティ・自治意識の高まり

本市では、「安心して豊かに暮らせる地域社会」を実現するため、「地域の声を的確に行政に反映させることのできる仕組」や「様々な地域の課題に対して地域が自ら考え実行することのできる仕組」が必要であるとの認識に立ち、平成17年に地域自治区条例を制定し、地域自治システムが導入されました。

これにより、本市では地区別のコミュニティ・自治意識が強まっており、今後も着実に都市内分権が進んでいくものと考えられます。

多様な担い手が支える共働のまちづくりを実現するため、各地域の多彩な緑を拠点とした、地域の活動が促進される取組が必要となります。

■ 大規模自然災害のおそれ

近年、局地的な大雨など風水害が激甚化・頻発化する傾向にあり、土砂災害や河川氾濫などの自然災害の発生が懸念されます。

森林・河川整備による災害対策だけでなく、地球温暖化・ヒートアイランド現象の進行といった気候変動に対する市民意識の向上を図り、市全体で気候変動による被害を最小化又は回避し、迅速に回復できる安全な社会を構築することが必要となります。

■ 厳しさを増す財政状況

本市の歳入の大きな割合を占める法人市民税の一部国税化、公共建築物やインフラ施設の老朽化に伴う維持管理費や社会保障費の増大により、厳しい財政状況が想定されます。

都市公園などの既存の緑は量的に一定水準にあり、今後は社会状況の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、既存の緑の整備効果を高める施策等が必要となります。

4 本市の緑の課題

■ 本市全体の課題

緑の現状を踏まえ、本市の緑に求められることは、公園の整備や緑地の保全といった量の確保を図るとともに、社会状況の変化などを踏まえ、人が緑に関わり育むことにより、確保した緑の価値（＝質）を高めていくことです。そのためには、地域の公園や水辺などを、地域の交流や健康づくりなどの活動場所としていかすこと、「緑の活用」が重要となります。緑の活用を通じた地域の活動により、市民の交流が促進されるとともに、地域の緑に対する愛着・誇りが育ち、地域に活力が生まれ、緑の価値（＝質）が高まります。

今後、緑の活用を促進するため、以下の内容について取り組んでいきます

① 緑に関する市民意識の向上及び担い手の育成

緑の活用を促進させるためには、緑に関する市民意識の向上を図り、主体的に活動する緑の知識を持ったリーダーの育成や同じ目的を持った仲間が集う講座・体験機会の充実を図っていく必要があります。

② 誰もが緑と関われる仕組の検討

市民の緑に関わる機会を増やすためには、緑に関わる活動団体の充実が必要であるため、継続的な活動を促進させる仕組を検討していきます。

③ 緑の活用を促進させる場所の確保

多様な担い手が活動できる場所を確保するため、既存の緑の保全や活用を見据えた公園や水辺などの整備を推進していきます。また、安心・安全な活動場所を確保するため、地域との連携のもと、適切な維持管理を実施していきます。



緑の活用による効果のイメージ図

■ 各地域の課題

本市は山村地域の森林から都市部の公園・緑地、南西部の農地に至るまで、多彩な緑が存在しており、各地域の課題も様々です。

① 都心の緑化の推進

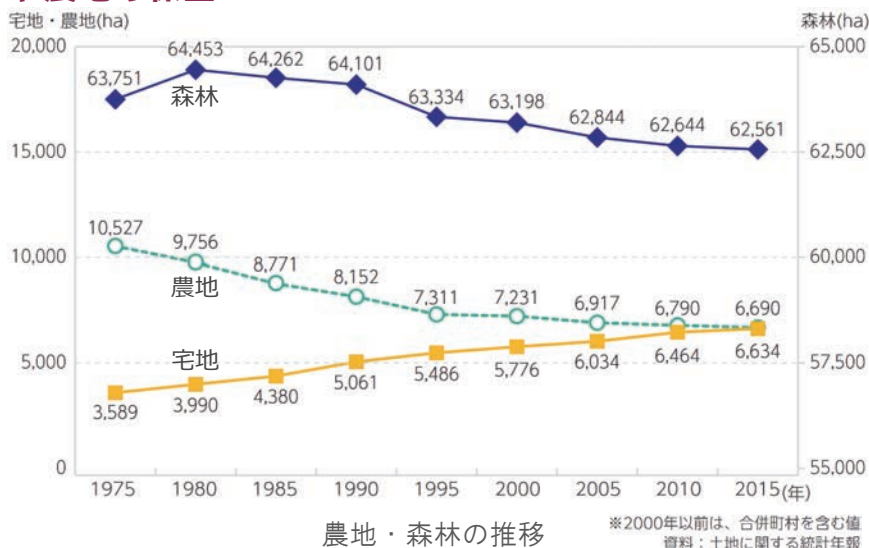
本市の顔となる都心では、水と緑との繋がりを意識した空間の創出に向け、緑化の推進を図っています。しかし、都心における緑被率の目標値の20%に対して、平成28年度の緑被率は14.5%であり、緑が不足している状況ですが、道路・広場などの公共施設等の緑化や民有地の緑化に関する補助制度を活用し、水と緑にまつまれた都心を形成していく必要があります。



更なる緑化が求められる都心

② 市街地周辺の都市近郊林や農地の保全

市街地の周辺にある都市近郊林^{※9}や農地等は、都市環境の維持、景観形成及び生物多様性の保全に重要ですが、開発などに伴い年々減少しているため、保全を図る必要があります。



③ 山村地域の人工林の健全化

多くの公益的機能を有している本市の森林の約半分(約30,000ha)は人工林であり、「新・100年の森づくり構想」に基づく間伐により健全化が進んでいます。しかし、間伐が必要となる区域はまだ多い状況であるため、地域組織と連携した取組が必要です。



過密状態の人工林



間伐が行われた人工林

※9都市近郊林：都市及び都市生活者の居住地周辺の森林のこと（本計画では都市計画区域内の森林を都市近郊林と示す）

3 めざすべき緑の姿

1 めざすべき緑の姿

第8次豊田市総合計画の「将来都市像」及び「めざす姿」の実現に向け、本計画がめざすべき緑の姿を以下の通り設定します。

■第8次豊田市総合計画 将来都市像

つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた

めざすまちの姿

市民

社会とのつながりの中で
安心して自分らしく暮らす市民

地域

魅力あふれる
多様で個性豊かな地域

都市

未来を先取る活力ある都市

■めざすべき緑の姿

「まちと人に多様な豊かさをもたらす
とよたの緑」



2 各地域の保全と創出の方針

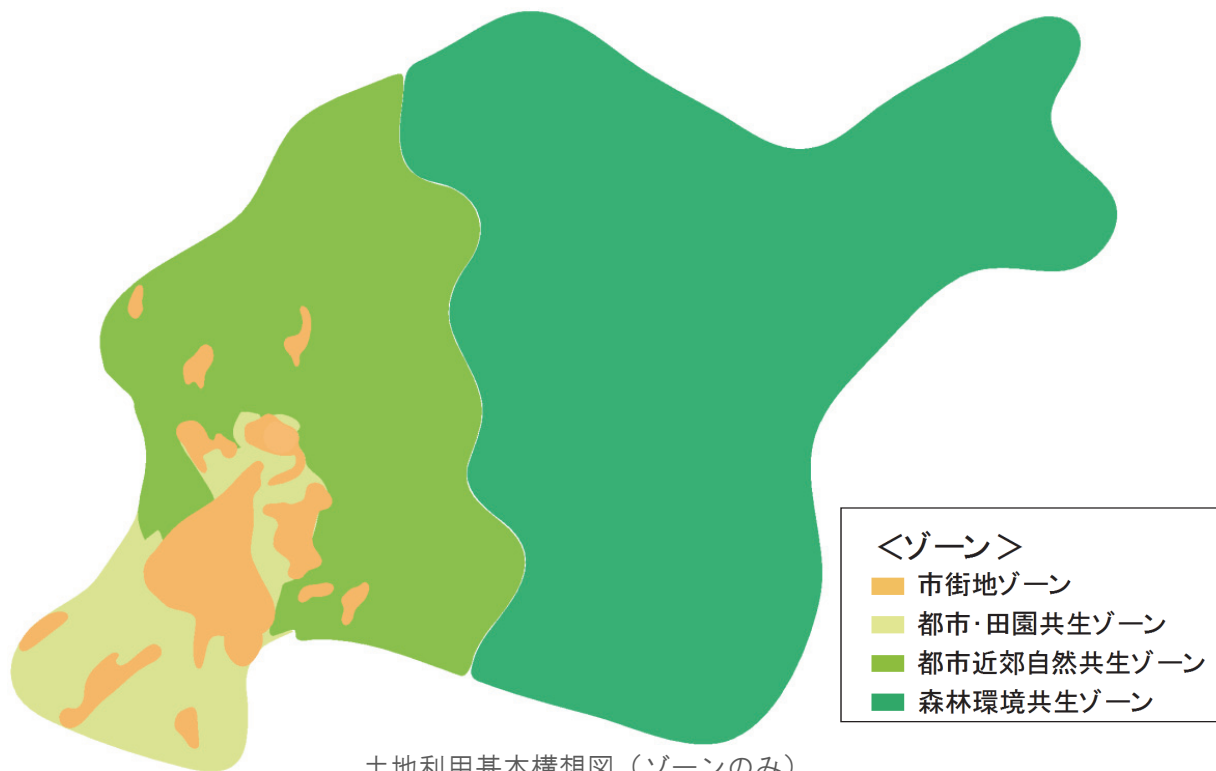
本市は、広大な市域の中に多彩な緑があるため、第8次豊田市総合計画における土地利用構想に基づき、各地域の特色をいかした緑の保全・創出を図ります。

水と緑との調和を図る土地利用の推進

矢作川や広大な森林・緑地等の豊かな自然を保全・活用することにより、自然環境と調和した市街地の形成や産業の集積を図るとともに、地域の交流活動を促進する土地利用を推進します。

※第8次豊田市総合計画 土地利用構想より

土地利用基本構想の4つのゾーンを踏まえ、それぞれのゾーンの特色に合っためざすべき緑の姿を示します。各ゾーンは第8次豊田市総合計画における土地利用基本構想のゾーンにて設定しています。



土地利用基本構想図 (ゾーンのみ)

■市街地ゾーン

めざすべき緑の姿：市街地の身近な緑を守り育て、緑にふれあう暮らしを楽しむ

既成市街地や将来市街化が見込まれる地域を「市街地ゾーン」に位置付け、都市環境の維持、生態系の保全、水害の防止及び良好な都市景観を確保するため、ゾーンにあるまとまった緑について保全や活用を図ります。また、都心においては、都市環境の改善や良好な都市景観の創出を図るため、都市公園などの整備や民有地の緑化を推進していきます。



■都市・田園共生ゾーン

めざすべき緑の姿：都市の暮らしと調和した農地などの緑を守る

市街地ゾーン周辺の良好な田園環境が広がる地域を「都市・田園共生ゾーン」に位置付け、居住環境と良好な田園環境との調和など都市的土地利用と自然的土地利用との共生を図ります。特に、市街地周辺のまとまった田畑や果樹園などの優良農地については、農業農村整備事業等の実施により生産基盤を整備し、地域の活性化、都市環境の維持、生態系の保全、良好な田園景観の形成を図ります。



■都市近郊自然共生ゾーン

めざすべき緑の姿：生命を育み、歴史・文化を継承する緑を守り、つなげる

市街地ゾーン周辺の身近な自然や里山環境が広がる地域を「都市近郊自然共生ゾーン」に位置付け、都市環境の維持、生態系の保全、水害・土砂災害の防止、良好な自然景観の形成、レクリエーション及び自然とのふれあい機能などの多面的・公益的な機能を確保するため、保全を図ります。特に重要と考えられる場所については、緑地の保全に関する制度などを活用し、積極的に保全を図ります。



■森林環境共生ゾーン

めざすべき緑の姿：豊かな環境、資源及び文化を育む森林を次世代へと継承する

市域の北部から東部にある山村地域を「森林環境共生ゾーン」に位置付け、水害・土砂災害の防止、水源かん養^{※10}、生態系の保全、レクリエーション及び自然とのふれあい機能などの多面的・公益的な機能を有する豊かな自然環境の保全・育成を図ります。



※10水源かん養：森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、さらに雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される、3つの機能のこと

4 基本方針と施策体系

1 めざすべき緑の姿を実現するための基本方針

■ 5つの基本方針

今回の計画では、緑の価値（＝質）を高める新たな基本方針「いかす（活用）」を設定し、前計画の基本方針である「つなげる」、「ふやす」、「そだてる」、「まもる」の考え方を継承しながら、めざすべき緑の姿を実現します。

緑をつなげ、ふやし、そだった担い手がまもり、その緑をいかすことで、地域の緑に対する愛着や誇りが育つとともに地域に活力をもたらし、緑と共生した魅力的なまちを実現します。

【基本方針の関係】

基本方針【つなげる】

公園や緑地などを街路樹や緑道、河川などでつなぎ、ネットワーク化します。

基本方針【ふやす】

都市公園などの整備、公共施設等や民有地の緑化を推進します。

基本方針【そだてる】

緑に関する意識の向上を図り、緑の担い手を育てます。

基本方針【まもる】

森林、都市近郊林、農地、水辺などの今ある緑をまもります。

基本方針【いかす】

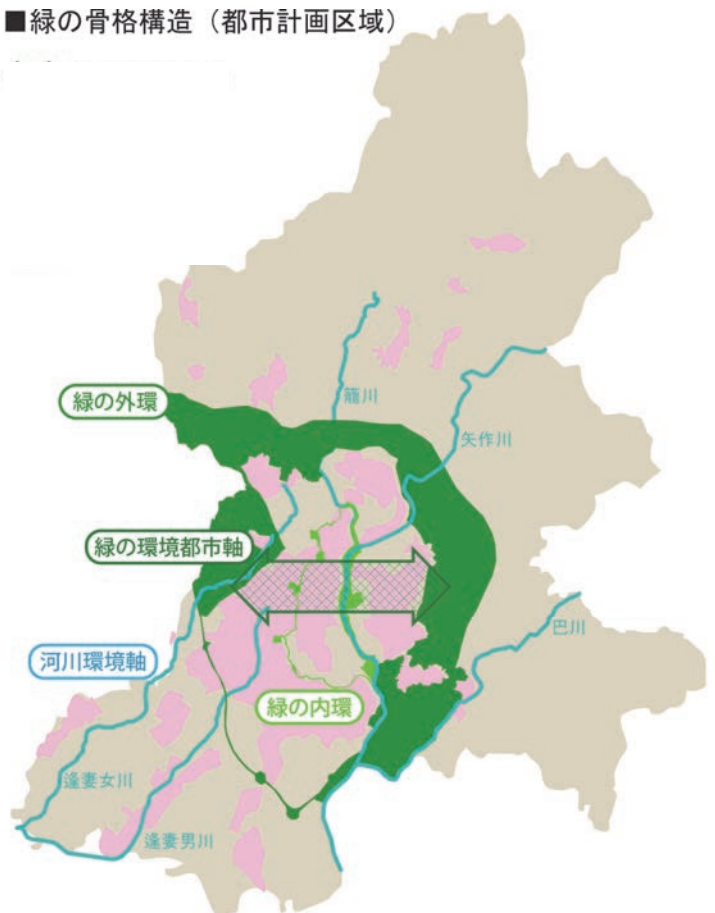
緑の担い手が様々な緑を地域の交流、健康づくりなどの場所として活用します。

2 緑の骨格構造～水と緑のネットワークの形成～

緑の持つ機能を最大限に発揮させるため、緑の保全や都市公園等の整備により緑の拠点を形成し、河川や緑道などで拠点をつなげることによる水と緑のネットワークを形成します。そのネットワークの軸として「緑の骨格構造」を位置付けます。「緑の骨格構造」は、緑の環境都市軸、緑の内環、緑の外環、河川環境軸で構成され、それぞれの構造を明確にすることで、水と緑との調和が図られた都市を実現します。

■ 緑の骨格構造（都市計画区域）

- 緑の環境都市軸
- 緑の内環
- 緑の外環
- 河川環境軸
- 市街化区域
- 都市計画区域



■ 緑の環境都市軸

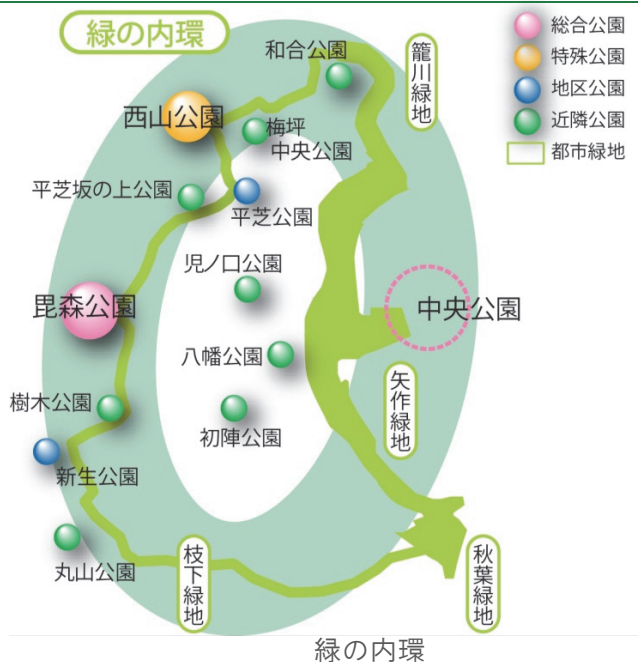
西部緑地^{※11}から毘森公園、都心、自然観察の森を経て、鞍ヶ池公園に至るまでの東西の緑の軸を「緑の環境都市軸」として位置付け、都市環境の改善や良好な都市景観の形成のため、都市基盤整備に合わせた公共空間の緑化、民有地の緑化への助成制度等により、緑の保全・創出を図ります。

特に緑の環境都市軸上の都心周辺（約500ha）においては、緑化の推進を重点的に図る「緑化重点地区」に設定し、緑の拠点となる都市公園の整備、道路や河川及び庁舎等の緑化を推進し、都心の水と緑のネットワークを形成します。さらに、都心（約196ha）においては、緑化地域制度^{※12}等に基づき緑化の促進を図ります。



■ 緑の内環（うちかん）

都心にうるおいとやすらぎを与える重要な緑の内環を「緑の内環」として位置付け、中央公園、毘森公園などの緑の拠点を、矢作緑地などの整備によりつなげることで、都市環境の改善、良好な都市景観の形成、延焼を防ぐ防災ライン、レクリエーション機能の確保を図ります。



※11西部緑地：みよし市に隣接し、緑の外環を構成する市西部のまとまった緑地のこと

※12緑化地域制度：都市緑地法に基づき、緑が不足している市街地において効果的に緑を創出するため、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度のこと（本市では都心約196haが対象区域）

■ 緑の外環（そとかん）

市街地周辺にある都市近郊林や農地からなる環状緑地帯を「緑の外環」として位置付け、生物多様性の保全や都市の景観形成を維持するため、緑の保全を図ります。また、市民の環境教育や自然観察、共働による保全活動の場として、緑の活用を進めます。

さらに、緑の外環のうち、「都市計画道路 153 号バイパス」から「矢作川と巴川の合流部」までの緑地帯を「緑の外環保全区域」と位置付け、市街地の無秩序な拡大を抑制するため、緑地保全に関する制度の活用や緑に関わる活動を重点的に取り組むことにより、緑の保全を図ります。



■ 河川環境軸

「河川環境軸」を構成する矢作川、逢妻女川、逢妻男川、巴川及び籠川は、市街地ゾーン、都市・田園共生ゾーン、都市近郊自然共生ゾーンを結び、市街地に風を呼び込むとともに、レクリエーション、都市環境の維持、良好な河川景観の形成、防災、親水機能等の重要な役割を担っています。

特に矢作川については、矢作川河川環境活性化プランに基づき、河畔林や河川緑地の整備などを推進し、軸の強化を図ります。



3 緑の基本計画施策体系

本計画の施策体系は、5つの基本方針、3つの重点プロジェクト、33の基本施策から構成しています。

めざす
べき
緑の姿

基本方針

まちと人に多様な豊かさをもたらすよたの緑

つなげる

緑と緑をつなぎ、ネットワーク化します。

ふやす

つるおいとやすらぎをもたらず緑を創出します。

そだてる

緑の担い手を育成します。

まもる

今ある緑を、さまざまな手法でまもります。

いかに

緑を活用することで緑への愛着・誇りを育て地域の活力を創出します。

重点プロジェクト	施策の方向性	
	いかに	緑の活用促進
重点プロジェクト	つなげる ふやす まもる	緑の骨格構造の強化
	ふやす そだてる	緑に関する市民意識の向上
	つなげる	豊かで快適な街路空間の整備・管理 自然にふれあえる水辺空間の整備 緑のネットワークの充実
基本施策	ふやす	拠点となる公園の整備 身近な公園の整備 民有地の緑化の促進
	そだてる	公共施設等の緑化の推進 緑を守り育む意識づくり
	まもる	森林や都市近郊林など 既存の緑の保全 優良な農地の保全 湿地・ため池の保全
	いかに	"つなげた緑"をいかに "ふやした緑"をいかに "そだった担い手"が活躍する "まもった緑"をいかに

ゾーン ◎：施策が重点的に実施されるゾーン ○：施策が実施されるゾーン
主体 ◎：施策を実施する主体 ○：施策に支援・協力する主体

具体的な施策	ゾーン				主体		
	市街地	都市田園共生	都市近郊自然共生	森林環境共生	市民	企業	行政
緑のプラットフォーム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
水と緑のネットワーク	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎
都市の暑さ対策	◎	○	○		◎	◎	◎
効果的な街路樹の整備・管理 プランターなどによる緑化の推進 矢作川河川環境の整備 多自然川づくりの推進 緑道の整備の推進 中央公園の整備 身近な公園の整備 住宅地・商業地・工場地などの緑化の促進 都心の緑化の創出 学校・庁舎などの緑化の推進 緑に関する学習・体験機会の充実 緑に関わる担い手の育成 緑に関するイベント等の開催 「農ある暮らし」の推進 既存制度による森林の保全 人工林の整備・再生 都市近郊林の保全 市街地における緑地の保全 既存制度による農地の保全 市街地の農地の保全 湿地の保全 ため池の保全 身近な小川の活用 市民に親しまれる矢作川水辺空間の活用 緑道ネットワークの活用 身近な公園・緑地などの活用 緑をいかにたにぎわいのある魅力的な都心の形成 民間活力をいかした公園の利活用 育った担い手の活躍の支援 地域企業の活躍の支援 人工林などをいかした地域材の利用促進 農地をいかした地産地食の促進 都市と山村の交流	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

5 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトとは

重点プロジェクトとは、めざすべき緑の姿を実現するため、緑を取り巻く状況の変化や基本方針を踏まえ、本市の持つ課題の解決に向けて重点的に取り組んでいくプロジェクトです。

本計画では、「緑のプラットフォーム」、「水と緑のネットワーク」、「都市の暑さ対策」を重点プロジェクトとしました。

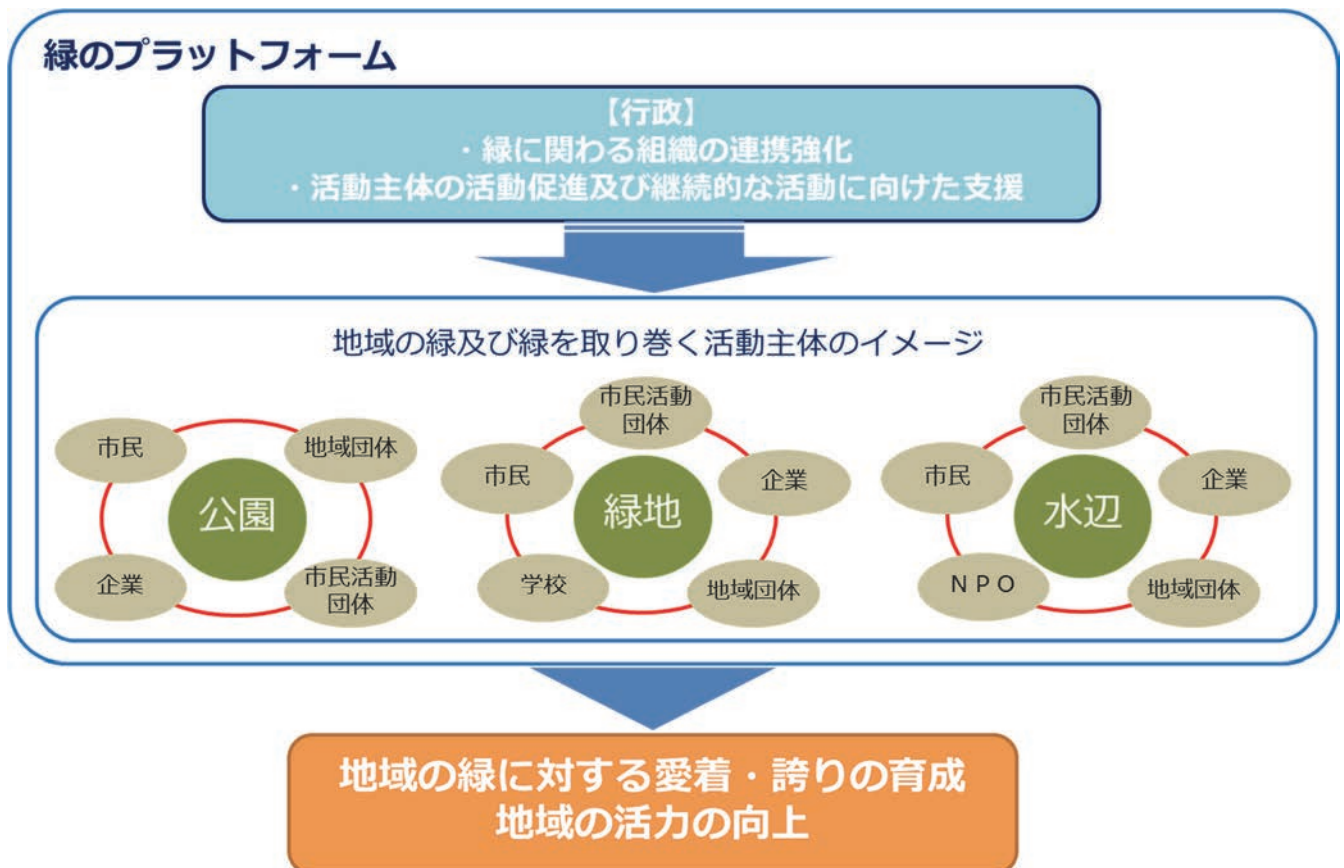
2 重点プロジェクト：緑のプラットフォーム

■ 目的

緑の拠点である公園や緑地、水辺などは、地域のイベントの開催場所やボランティア活動などコミュニティの形成に重要な場所として活用されてきました。地域の更なる活性化を図るため、緑の拠点における継続的な地域の活動を行うことにより、市民の交流が促進され、地域の緑に対する愛着・誇りを育てるとともに、地域の活力を向上させ、コミュニティの強化を図っていきます。

■ 方針

緑の活用の促進に向け、緑に関わる市民や地域団体などの主体的な活動を促すとともに、継続的な活動に向けた支援をおこなう「緑のプラットフォーム」を構築していきます。



■ 施策

施策①身近な公園・緑地などの活用

新たに整備を行う街区公園などの身近な公園では、公園への愛着・誇りを育て、地域の活性化を図るため、計画策定の段階から住民参加によるワークショップなどを通じて地域における公園のあり方を検討し、地域が主体となった活用を見据えた整備を進めていきます。また、既存の公園・緑地などにおいても同様に、地域と行政が連携し、地域の創意工夫による更なる活用が図られる活用方法を検討していきます。



地域による公園・緑地の清掃
(中学校ボランティア)



身近な緑地における交流事業
(朝日丘スポーツクラブ)

施策②身近な河川の活用

地域を流れる身近な河川への愛着や誇りを育てるため、地域の川を「ふるさとの川」とし、地域住民による小さな自然再生活動を共働で実施する場所として活用していきます。特に、岩本川における活動をモデル地区としてPRすることで、他の地域へ活動の普及をめざします。



岩本川における自然再生活動

3 重点プロジェクト：水と緑のネットワークの形成

■ 目的

多彩な緑のつながりにより、都市の魅力向上や環境改善、動植物の生息・生育環境の確保、良好な都市景観を形成し、やすらぎやうるおい、活力をもたらす緑に囲まれたまちの実現をめざします。

■ 方針

緑の骨格構造である「緑の環境都市軸」、「緑の内環」、「緑の外環」、「河川環境軸」の強化を図ります。



緑の骨格構造

■ 施策

施策① 中央公園の整備（緑の環境都市軸、緑の内環、河川環境軸）

憩い、にぎわい、回遊など都心の魅力向上や緑の骨格構造を構成する緑の環境都市軸、緑の内環及び河川環境軸の強化を図るため、市民の交流空間や洪水調整機能、災害時の拠点など様々な機能を持つ中央公園を整備していきます。



3つの軸（緑の環境都市軸、緑の内環、河川環境軸）の交わる中央公園

施策② 都心の緑化の創出（緑の環境都市軸）

緑と花につつまれた都心を実現するため、スタジアムアベニューなどのグリーンプロムナード^{※13}を中心に緑や花を充実させ、うるおいを創出するとともに、都心環境計画と整合を図りながら景観を形成していきます。さらに、緑化地域制度や緑化重点地区を対象とした市民緑地認定制度により、民有地緑化を促進していきます。なお、緑化の促進に当たっては、みどりのまちづくり推進事業補助金制度や、都市公園不足地域の緑化を対象とした国の助成制度を用いて支援していきます。



緑化地域制度による都心の緑化

施策③ 矢作川河畔環境の整備（緑の内環、河川環境軸）

矢作川の更なる活用や魅力の向上を図るため、矢作川の密生した河畔林において、市民・企業・行政との共働による持続的な自然保全活動により、生物多様性の保全や河川景観を改善します。

また、新たなにぎわいの創出に向けて、豊田市矢作川河川環境活性化プランに基づき、親水性や回遊性の向上につながる散策路やサイクリングロードなど市民に親しまれる水辺空間を、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」^{※14}を活用し、形成していきます。



矢作川河畔環境改善に向けた活動

施策④ 都市近郊林の保全（緑の外環）

市街地周辺の都市近郊林は、都市環境の維持・向上、市街地の無秩序な拡大の抑制、生物多様性の保全、景観形成などに重要であるため、緑の外環保全区域を中心に風致地区制度^{※15}や緑地保全地域制度^{※16}などを活用し、周辺地域と一体となった緑地の保全をめざしていきます。



都市近郊林（西部緑地）

※13グリーンプロムナード：緑あふれる都心形成をするために「緑の見える化」を図り、緑が連続した回遊空間の創出を目的として位置付けられた路線のこと

※14かわまちづくり支援制度：市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す制度のこと

※15風致地区制度：都市環境の保全を図るため、都市計画法に基づき風致の維持が必要な区域を定める制度のこと

※16緑地保全地域制度：里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、都市緑地法に基づき、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度のこと

4 重点プロジェクト：都市の暑さ対策

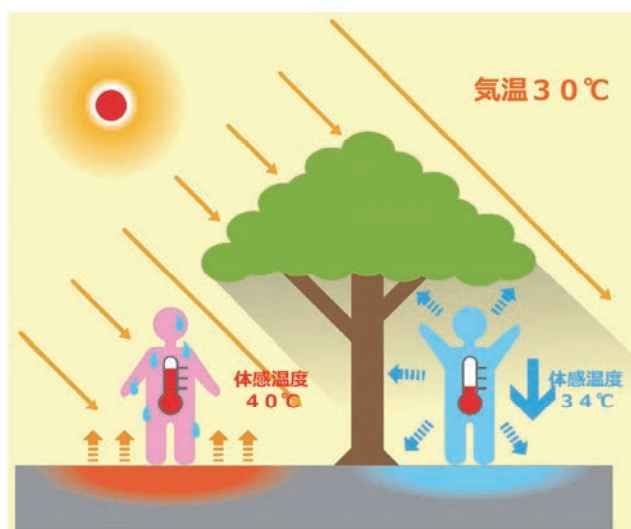
■ 目的

近年、地球温暖化による気温上昇やヒートアイランド現象など様々な要因により、都市の暑さは強まっています。

そして、その状況は市民の生活にも大きく影響し、早急な対策が求められているため、都市の暑さの緩和をめざしていきます。

■ 方針

都心の気温上昇の抑制に向け、都心の緑化の推進や気温測定調査等による緩和に向けた研究を進めていきます。また、「都市の暑さ」に関する市民生活への影響を幅広く認知してもらうことで、緑に関する市民意識の向上を図っていきます。



資料：まちなかの暑さ対策ガイドライン
環境省、平成 28 年 5 月

■ 施策

施策① 都心の緑化

都心の気温上昇を抑制するために、昆森公園から豊田スタジアムまでの軸であるスタジアムアベニューにおける街路樹の整備や緑化地域制度及びみどりのまちづくり推進事業による民有地緑化の充実などにより、都心の緑化を推進していきます。



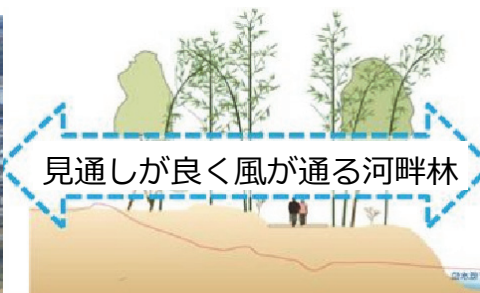
スタジアムアベニューのイメージ図

施策② 矢作川河畔整備による河川からの涼風の活用

都心の気温上昇の抑制に向け、市民・企業・行政との共働による矢作川河畔環境を改善し、河川の涼風を活用することで、継続的な気温測定による効果の検証などヒートアイランド緩和に向けた調査・研究を進めていきます。



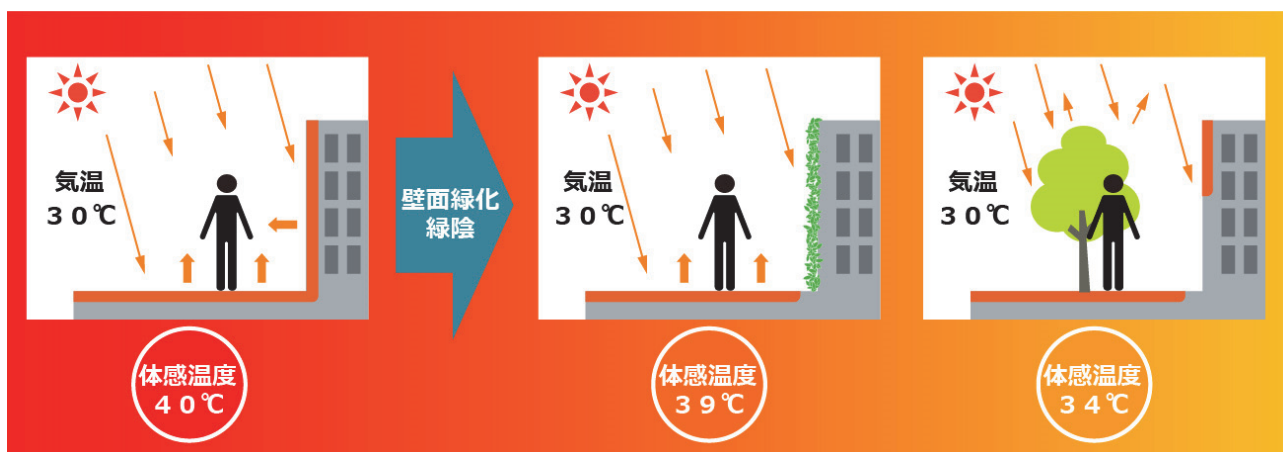
川からまちが見える河畔



気温測定調査

施策③ 市民の緑に関する意識の向上

市民、企業を始めとした多様な主体に対して「都市の暑さ」というキーワードを用いて、暑熱^{※17}による実生活等への影響を体験・認識してもらい、暑熱への適応策や抑制に向けた緑の必要性の意識向上を図り、緑地の保全及び都心の緑化の推進をしていきます。



資料：まちなかの暑さ対策ガイドライン、環境省、平成 28 年 5 月より作成

※17 夏場の炎天下における暑さのこと

6 基本施策

1 基本施策とは

基本施策とは、5つの基本方針「つなげる」「ふやす」「そだてる」「まもる」「いかす」に基づき、着実に実施していくもので、第8次豊田市総合計画における実践計画を踏まえ、設定しています。

2 つなげる

■ 施策方針（1）豊かで快適な街路空間の整備・管理

〇道路の街路樹は、身近な緑であるとともに、景観形成に重要な役割を持つため、維持管理面などを考慮した整備・管理を進めていきます。

施策①効果的な街路樹の整備・管理

周辺土地利用と調和した道路空間を形成するため、住民の理解・協力のもと、それぞれの地域の景観に配慮した効果的な管理を進めていきます。特に都心においては、緑と一体となった快適な回遊空間を形成するため、スタジアムアベニューを中心に街路樹の整備を実施するとともに、緑視^{※18}を考慮した管理を進めていきます。



景観形成に重要な街路樹

施策②プランターなどによる緑化の推進

緑と花に囲まれた都心の道路空間を形成するため、歩道などにプランターを設置するなど、積極的な緑化を進めていきます。



学校との共働による緑化

※18 緑視：人の視野に入る草木などの緑のこと

■ 施策方針（2）自然にふれあえる水辺空間の整備

○河川は都市と郊外をつなぎ、生物の生息地や移動空間、人と自然のふれあいの場、市街地に清涼な風を送り込む風の道など重要な役割を持つため、河川や河岸を含めた河畔整備により、河川環境軸を強化し、都市環境の向上を図っていきます。

施策③矢作川河川環境の整備（再掲）

矢作川の更なる活用や魅力の向上を図るため、矢作川の密生した河畔林において、市民・企業・行政との共働による持続的な自然保全活動により、生物多様性の保全や河川景観を改善します。

また、新たなにぎわいの創出に向けて、豊田市矢作川河川環境活性化プランに基づき、親水性や回遊性の向上につながる散策路やサイクリングロードなど市民に親しまれる水辺空間を、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」を活用し、形成していきます。

施策④多自然川づくりの推進

本市では、古巣（ふっそ）水辺公園の周辺を始め市内各所にて生物の生息環境に配慮した多自然川づくりが行われています。今後も生態系の保全や自然とのふれあいの場を整備するため、河川改修に合わせた多自然川づくりを推進します。

また、身近な河川を大切にする市民意識の向上や自然と親しむ機会の充実を図るため、河川愛護団体などが実施する保全活動の支援を行っていきます。



多自然川づくりのイメージ図

■ 施策方針（3）緑のネットワークの充実

○緑道は、散策・ウォーキング・サイクリングなど身近なレクリエーションの場だけでなく、都市環境の向上や良好な景観形成に重要な緑であるため、整備された公園などの緑の拠点を河川や緑道などでつなげることにより、緑のネットワークを充実させていきます。

施策⑤緑道の整備の推進

市民が自然を身近に感じ、楽しみながら利用できる安全・快適な緑道を形成するため、利用しやすい空間の整備を推進していきます。

また、整備に当たっては、エコロジカルネットワーク^{※19}に配慮した空間づくりを推進していきます。



枝下緑道

※19エコロジカルネットワーク：生物の生息環境の保全と生態系を考慮したネットワークのこと

3 ふやす

■ 施策方針（１）拠点となる公園の整備

○水と緑のネットワークの軸となる緑の骨格構造を強化し、都心の憩い・にぎわいなどを創出するため、本市のシンボルとなる公園の整備を進めていきます。

施策① 中央公園の整備（再掲）

憩い、にぎわい、回遊など都心の魅力向上や緑の骨格構造を構成する緑の環境都市軸、緑の内環及び河川環境軸の強化を図るため、市民の交流空間や洪水調整機能、災害時の拠点など様々な機能を持つ中央公園を整備していきます。

■ 公園の配置計画



■ 施策方針（２）身近な公園の整備

○市民の憩いの空間を確保するため、新たなまちづくりが行われている土地区画整理事業区域や公園・緑地の不足地域において、計画的に公園の整備を進めていきます。

施策② 身近な公園の整備

市民が安心して快適に過ごすことのできる場を提供するため、現在施行中である土地区画整理事業区域を中心に、地域住民とのワークショップ等を踏まえて街区公園などの身近な公園整備を行います。また、市街化区域の公園・緑地の配置計画を策定し、公園・緑地が不足している地域において、公園の整備を検討していきます。



身近な公園

■ 施策方針（3）民有地の緑化の促進

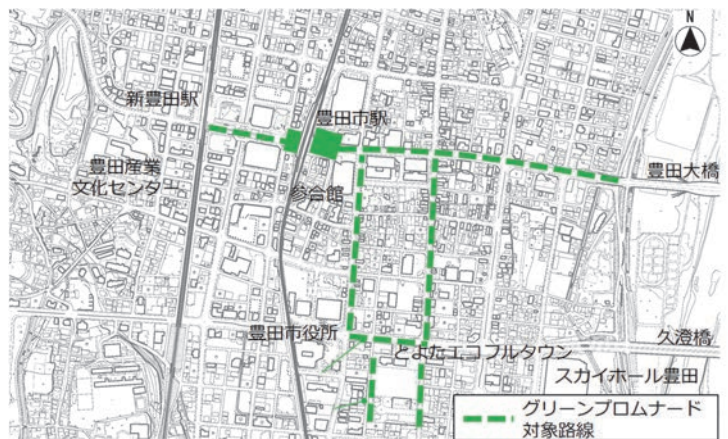
- 日々の暮らしの中で身近に緑と触れ合える環境を充実させるため、市民や事業者による緑化を促進していきます。
- 特に、都心は住宅や商業施設などが集積している地域であり、周辺地域と比べて緑が少ない状況です。都心の緑を増やすため、道路の緑化や緑化地域制度などによる民有地緑化を進めていきます。

施策③住宅地・商業地・工業地などの緑化の促進

うるおいをもたらす緑あふれる空間を創出するため、みどりのまちづくり推進事業補助金制度の活用や、開発許可制度による周辺環境への配慮として緑地帯の設置等を指導することにより、住宅地、商業地、工業地などの緑化を促進していきます。

施策④都心の緑化の創出（再掲）

緑と花につつまれた都心を実現するため、スタジアムアベニューなどのグリーンプロムナードを中心に緑や花を充実させ、うるおいを創出するとともに、都心環境計画と整合を図りながら景観を形成していきます。さらに、緑化地域制度や緑化重点地区を対象とした市民緑地認定制度により、民有地緑化を促進していきます。なお、緑化の促進に当たっては、みどりのまちづくり推進事業補助金制度や、都市公園不足地域の緑化を対象とした国の助成制度を用いて支援していきます。



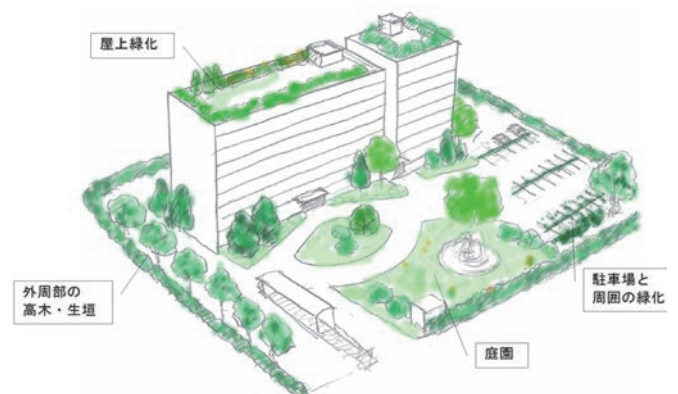
グリーンプロムナード対象路線

■ 施策方針（4）公共施設等の緑化の推進

- 多くの市民が利用する公共施設等は、民間施設の緑化モデルや地域の緑づくりを推進する役割を担っているため、緑化を進めていきます。

施策⑤学校・庁舎などの緑化の推進

市役所や支所、学校などの公共施設等では、良好で緑豊かな環境を形成するため、公共施設緑化ガイドラインを踏まえつつ、各地域の景観に合った緑化を推進していきます。



公共施設緑化のイメージ図

4 そだてる

■ 施策方針（1）緑を守り育む意識づくり

○緑を守り、育てていくためには、それを支える人づくりが重要です。緑に関する担い手の育成や緑に関わる人を増やすため、学習・体験機会の充実など、多様なプログラムの提供を行っていきます。

施策① 緑に関する学習・体験機会の充実

緑に関する市民意識の向上を図るため、自然観察の森での自然観察会や自然に関する各種講座の開催、西山公園での各種園芸講座の開催、矢作川学校による小中学校への出前講座及び森林学校における講座など、緑に関する学習・体験機会を充実させていきます。



自然観察の森での講座

施策② 緑に関わる担い手の育成

緑に関する知識を持った担い手を育成するために、西山公園や森林学校などにおいて各種講座及び学習機会を充実させていきます。



森づくりの担い手育成

施策③ 緑に関するイベント等の開催

緑に関する市民意識の高揚を図るため、とよたガーデニングフェスタや花のあるまちづくりコンテストの開催など、緑に関する啓発イベントを開催していきます。

市民が緑に関する情報を得る機会を増やすため、緑に関する学習機会やまちづくりイベント、活動団体の紹介、花壇やプランターでの花づくりに関する助成制度など、緑に関する情報を市ホームページや広報とよたなどを用いて提供していきます。



とよたガーデニングフェスタ

施策④ 「農ある暮らし」の推進

市民の農業に対する理解を深めるため、家庭菜園など農業に関心を持つきっかけづくりや、身近なところで農業ができる環境づくりとして、NPO・企業・農家などの多様な主体による農園の開設を支援していきます。

また、農業に関する基礎が習得できるよう、農ライフ創生センターで家庭菜園向けの初級農作物栽培研修を実施していきます。



市民農園での活動

5 まもる

■ 施策方針（1）森林や都市近郊林など既存の緑の保全

- 市域の約7割を占める森林は、土砂災害の防止、水源かん養機能及び二酸化炭素の吸収源など多くの公益的機能を有しているため、都市の持続的発展に重要な基盤となっています。こうした機能を維持するため、森林を保全するとともに、人工林の整備・再生に向けた取組や豊田市水道水源保全基金^{※20}を活用し、事業を進めていきます。
- 市街地周辺にある都市近郊林や緑地などは、都市環境の維持・向上、生物多様性の保全、景観形成などに重要な役割を担っているため、保全していきます。

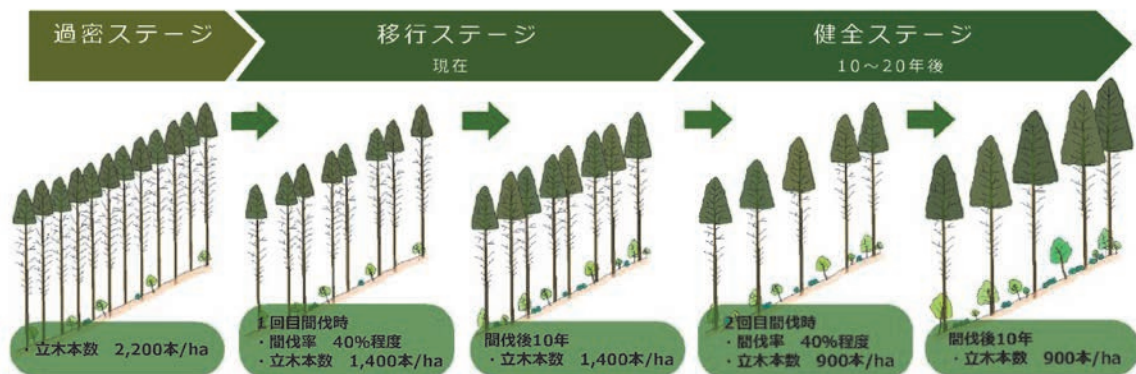
施策① 既存制度による森林の保全

森林が持つ水源かん養や生物多様性、災害防止等の多面的で公益的な機能を維持するため、森林法に基づく森林計画制度や保安林制度に基づき保全していきます。

施策② 人工林の整備・再生

森林面積の約半分を占めるスギ・ヒノキの人工林の健全化を図るため、「新・豊田市100年の森づくり構想」に基づき、計画的に間伐を実施していきます。

● 人工林の施業体系



資料：「新・豊田市100年の森づくり構想」より

施策③ 都市近郊林の保全（再掲）

市街地周辺の都市近郊林は、都市環境の維持・向上、市街地の無秩序な拡大の抑制、生物多様性の保全、景観形成などに重要であるため、緑の外環保全区域を中心に風致地区制度や緑地保全地域制度などを活用し、周辺地域と一体となった緑地の保全をめざしていきます。



都市近郊林（自然観察の森周辺）

施策④ 市街地における緑地の保全

市街地の緑は都市環境の維持・向上や景観形成にも重要であるため、指定緑地制度により周辺環境と調和が図られた緑地の保全を推進していきます。また、景観法に基づく景観重要樹木の指定、豊田の名木などの制度を活用していきます。

^{※20} 豊田市水道水源保全基金：本市において「水道料金1㎡当たり1円」を水道水源の保全に関する事業等に充てるために創設した基金のこと

■ 施策方針（2）優良な農地の保全

- 農地は、農産物の生産以外にも気象緩和、防災、学習、レクリエーション、景観形成など多くの機能を有しているため、保全していきます。
- 市街化区域内における農地は、緑地としての重要な役割も担っているため、適切に保全していきます。

施策⑤既存制度による農地の保全

農業振興地域整備計画などによって優良農地を保全していきます。また、農作物の生産性向上に必要な支援を実施することで農地を保全していきます。

施策⑥市街地の農地の保全

市街化区域内にある農地は、緑地機能だけでなく、防災機能も有しているため、都市農業振興基本法などを踏まえ、今後の農地のあり方を検討するとともに、都市的土地利用との調和を図りながら、適切に保全していきます。

■ 施策方針（3）湿地・ため池の保全

- 湿地やため池は、希少性の高い生物の生息空間となっているとともに、生物多様性が確保された場所であるため、保全していきます。

施策⑦湿地の保全

身近な自然環境を保全することの大切さを市民に伝え、生物多様性保全に関わる人材育成を行うため、ラムサール条約湿地^{※21}などにおいて、地域の保全団体・小学校などとの共働による保全活動を行っています。



小学校との共働による保全活動

施策⑧ため池の保全

ため池は、農業用水の確保や洪水調整機能としてだけでなく、生物の生息・生育の場、市民の憩いの場など、多くの機能を有しているため、「ため池保全計画」に基づき保全していきます。

^{※21}ラムサール条約湿地：1971年イランのラムサールで採択された湿地に関する条約に基づき、国際的に重要な湿地として登録したもの（本市では平成24年7月3日に矢並湿地と上高湿地、恩真寺湿地の3つの湿地が「東海丘陵湧水湿地群」として登録）

6 いかす

■ 施策方針（1）“つなげた緑”をいかす

○緑地や河川などと共生する魅力的な地域を実現するため、整備された緑地や河川などの空間を、市民や地域団体が活動する場所として活用することで、更なる愛着や誇りを育てていきます。

施策⑦身近な小川の活用（再掲）

地域を流れる身近な河川への愛着や誇りを育てるため、地域の川を「ふるさとの川」とし、地域住民による小さな自然再生活動を共働で実施する場所として活用していきます。特に、岩本川における活動をモデル地区としてPRすることで、他の地域へ活動の普及をめざします。



岩本川における自然再生活動

施策⑧市民に親しまれる矢作川水辺空間の活用

市民に親しまれ、都心と一体となった魅力的な矢作川の河川水辺を形成するため、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」を活用し、市民や民間事業者、行政が連携した水辺の新しい活用方法を検討していきます。



矢作川水辺空間の活用イメージ図

施策⑨緑道ネットワークの活用

市民の交流や健康づくりなどの活動を増やすため、矢作緑地や枝下緑地などの連続した緑道を、散策やウォーキング、ジョギング、サイクリングなど自然を身近に感じ、楽しみながら利用できる場所として活用していきます。



枝下緑道でのウォーキング

■ 施策方針（2）“ふやした緑”をいかす

- 公園を始めとした地域の緑は、市民や地域の憩いやレクリエーションなどの交流の場として、重要な機能を有しています。地域の緑への愛着や誇りを育て、地域に活力をもたらすため、市民や地域などの多様な主体により更なる緑の活用を図っていきます。
- 持続的な都心のにぎわいを創出するため、緑と一体となった快適な回遊空間を活用し、魅力的な都心を形成していきます。
- 公園の魅力向上と共に、更なる維持管理の効率化を図るため、民間活力の導入に向けた取組を進めていきます。

施策④身近な公園・緑地などの活用（再掲）

新たに整備を行う街区公園などの身近な公園では、公園への愛着・誇りを育て、地域の活性化を図るため、計画策定の段階から住民参加によるワークショップなどを通じて地域における公園のあり方を検討し、地域が主体となった活用を見据えた整備を進めていきます。また、既存の公園・緑地などにおいても同様に、地域と行政が連携し、地域の創意工夫による更なる活用が図られる活用方法を検討していきます。



身近な公園での交流事業（扶桑公園）

施策⑤緑をいかしたにぎわいのある魅力的な都心の形成

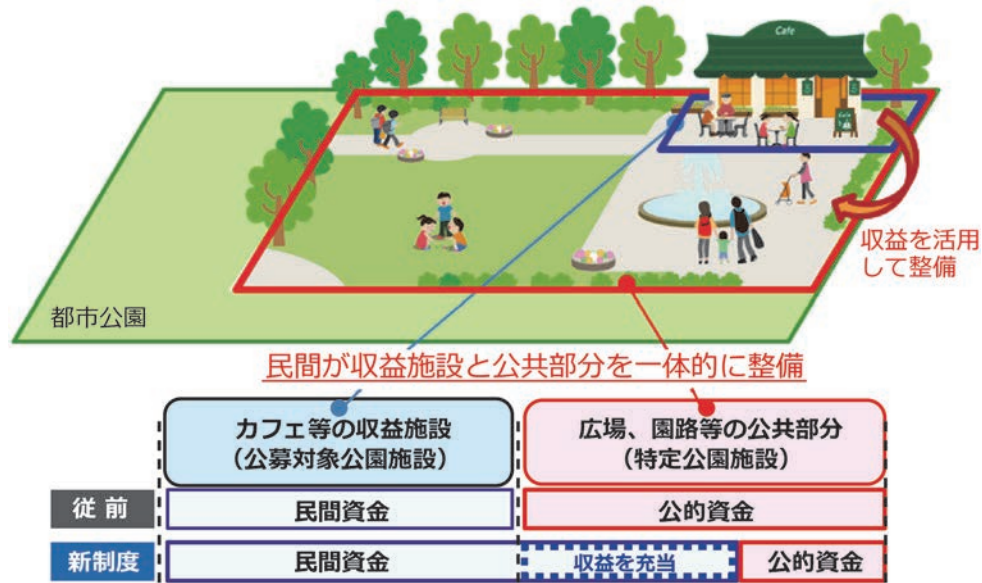
魅力的な都心を形成するため、新たに創出される緑と一体となった快適な道路や広場などの公共空間を、多様な主体が日常的に活用することで、持続的な都心のにぎわいや交流を創出していきます。



にぎわいのイメージ図（豊田市駅東口広場）

施策⑥ 民間活力をいかした公園の利活用

多くの集客が可能である鞍ヶ池公園などの魅力を最大限に発揮し、更なる交流の促進に向けた機能強化を図るため、Park-PFI（パーク・ピー・エフ・アイ）※22などを活用した民間活力による整備や管理手法を検討していきます。



Park-PFI イメージ図

(Park-PFI 活用ガイドラインより 国土交通省：平成 29 年 8 月)



交流の拠点となる鞍ヶ池公園

※22 Park-PFI（パーク・ピー・エフ・アイ）：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置及び当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと

■ 施策方針（3）“そだった担い手”が活躍する

- 緑の担い手に育った市民・地域・企業などの多様な主体が、継続的に公益的な活動ができるための支援を行います。
- また、緑の担い手の活動が地域に根付き、様々な組織や団体と連携することにより、地域社会を支える共働のまちづくりを推進します。

施策⑩育った担い手の活躍の支援

担い手の活動をより効果的に展開するため、活動の場の提供や地域におけるコーディネート等を支援します。また、わくわく事業補助金や市民活動促進補助金などの補助制度により活動を促進します。



担い手の活動（自然観察の森での講座）

施策⑪地域企業の活躍の支援

地域の緑化活動を始めとした生物多様性の保全を推進するため、既存の活動団体とのマッチングなどにより、企業の社会貢献活動（CSR 活動^{※23}）としての取組をより一層促進させる支援を行っていきます。



企業による森づくり活動

^{※23}CSR 活動：CSR とは「企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）」の英語の頭文字を一文字ずつ取った言葉で、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任のこと

■ 施策方針（4）“まもった緑”をいかす

- 保全された森林、樹林地、農地、湿地、ため池などの多様で豊かな緑を、市民や地域が緑とふれあい、活動をする場所として活用していきます。
- 暮らしと活力を支える産業の振興を実現するため、保全された森林、農地などからの産物を市民などが購入することを促進していきます。
- 山村には、豊富な自然資源やその資源を活用して自然と共生する伝統文化や知恵が継承されています。その魅力と重要性を共有し、里山環境の保全と地域の活性化を図っていくため、都市と山村の交流を行っていきます。

施策①人工林などをいかした地域材の利用促進

地域材の利用を促進するため、人工林などの整備や流通体制の構築、地域材の需要喚起を図り、消費者が積極的に地域材を活用する機運を高めていきます。



豊田原木流通センター

施策②農地をいかした地産地食の促進

豊田の農産物の地産地食を促進するため、供給体制の強化を図るとともに、市民の買い支え意識を高めるなど、需要と供給の両面からの取組を充実させることで、豊田の農産物を購入したり、食べたりすることができる環境づくりを進めていきます。

施策③都市と山村の交流

都市部の市民・企業などと山村部の交流を促進するため、森林作業や農業体験、文化体験などを通じた多様なレクリエーションや学びの機会を増やしていきます。

また、山村部の魅力を発信し、グリーンツーリズム^{※24}を加速していくことで、豊かな自然を持つ山村地域の活性化を促進していきます。



都市と山村の交流（森林作業）

※24グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称のこと

7 計画の推進に向けて

1 計画の活動体制

本市は、身近な公園・水辺などの緑から、鞍ヶ池公園や矢作川などの大規模な緑まで広大な市域に多彩な緑があるため、それぞれの緑に関する事業や活動に合わせ、市民、地域団体、企業、行政といった多様な主体が連携した活動する体制を構築し、着実な進捗を図っていきます。


2 緑の状態指標の設定及び各施策の進捗管理

本計画では、重点プロジェクト及び基本施策の実施により、「めざすべき緑の姿」にどの程度近づいているかを定量的に確認するため、「緑の状態指標」を掲げています。


また、本計画の重点プロジェクト及び基本施策は、豊田市第8次総合計画の実践計画を踏まえ設定しているため、実践計画に合わせた着実な進捗管理を行っていきます。

■ めざすべき緑の状態指標


① 緑に関する講座参加人数

現状値	めざす方向
3,323 人（平成 26～28 年度の平均）	
市民などの緑に関する意識が向上することにより、市が関わっている緑に関する講座（西山公園や自然観察の森などの講座）への参加人数が増加し、緑の担い手が育つことをめざします。	

② 緑に関する活動団体数

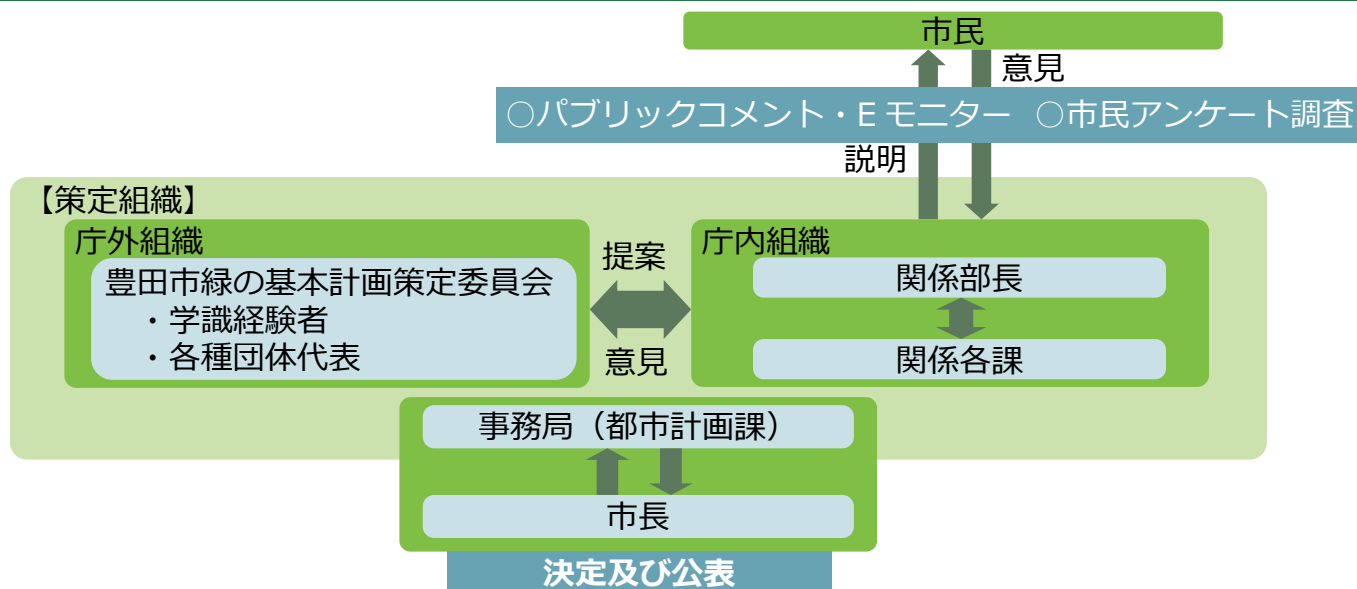
現状値	めざす方向
183 団体（平成 28 年度）	
緑に関する市民意識の向上により、緑の活用を促進する活動団体（公園愛護会、水辺愛護会など）の数が増加することをめざします。	

③ 緑地率（都市計画区域内）

現状値	めざす方向
66.3%（平成 28 年度）	
市民や地域の活動団体が地域の交流などの活動を行う場所を確保するため、都市計画区域内の緑地率の維持をめざします。	

資料編

■ 緑の基本計画策定体制



策定経過

- ◆平成 27 年度
 - 庁内組織による会議 3 回開催
- ◆平成 28 年度
 - 豊田市緑の基本計画策定委員会（有識者会議）2 回開催
 - 市民アンケート
 - 調査期間：平成 28 年 9 月 14 日（水）～平成 28 年 9 月 30 日（金）
 - 配布数：3,000 名、回収数：1,507 名（回収率 50.2%）
- ◆平成 29 年度
 - 豊田市緑の基本計画策定委員会（有識者会議）2 回開催
 - パブリックコメント・E モニター
 - 実施期間：平成 29 年 11 月 1 日（水）～平成 29 年 11 月 30 日（木）提出数：89 通

■ 豊田市緑の基本計画策定委員会

豊田市緑の基本計画の策定に関し、さまざまな視点から検討を行うため、学識経験者及び関係団体の代表者で構成する豊田市緑の基本計画策定委員会を設置しました。

豊田市緑の基本計画策定委員会委員

分野	氏名	所属等
学識経験者	大和田 道雄	愛知教育大学 名誉教授
学識経験者	野田 宏治	豊田工業高等専門学校環境都市工学科 教授
関係団体	岡本 譲	とよた森づくり委員会 会長
関係団体	谷澤 隆	花のあるまちづくり協議会 会長
関係団体	中根 金良	あいち豊田農業協同組合 理事
関係団体	光岡 金光	豊田市自然愛護協会 会長

豊田市緑の基本計画

豊田市企画政策部都市計画課

発行：2018年3月

